

第 91 期 決 算 公 告

平成23年 6 月29日

岩手県盛岡市内丸 3 番 1 号



株式会社 **東北銀行**
取締役頭取 浅沼 新

貸借対照表 (平成23年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	50,993	預 金	632,637
現 金	23,154	当 座 預 金	10,182
預 け 金	27,839	普 通 預 金	241,676
商 品 有 価 証 券	16	貯 蓄 預 金	11,139
商 品 地 方 債	16	通 知 預 金	946
有 価 証 券	156,588	定 期 預 金	354,742
国 債	68,020	定 期 積 金	10,838
地 方 債	6,467	そ の 他 の 預 金	3,110
社 債	58,323	譲 渡 性 預 金	13,531
株 式	5,176	借 入 金	5,118
そ の 他 の 証 券	18,599	社 債	1,200
貸 出 金	458,373	そ の 他 負 債	1,632
割 引 手 形 付	4,049	未 払 法 人 税 等	384
手 形 貸 付	42,967	未 払 費 用	478
証 書 貸 付	381,813	前 受 収 益	356
当 座 貸 越	29,543	給 付 補 て ん 備 金	16
外 国 為 替	805	資 産 除 去 債 務	35
外 国 他 店 預 け	794	そ の 他 の 負 債	361
取 立 外 国 為 替	11	退 職 給 付 引 当 金	2,253
そ の 他 資 産	1,503	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
未 収 収 益	720	偶 発 損 失 引 当 金	277
そ の 他 の 資 産	782	災 害 損 失 引 当 金	72
有 形 固 定 資 産	9,471	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,186
建 物	2,123	支 払 承 諾	4,838
土 地	5,807	負 債 の 部 合 計	662,759
建 設 仮 勘 定	642	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	896	資 本 金	8,233
無 形 固 定 資 産	452	資 本 剰 余 金	6,159
ソ フ ト ウ ェ ア	384	資 本 準 備 金	6,154
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	68	そ の 他 資 本 剰 余 金	4
繰 延 税 金 資 産	6,097	利 益 剰 余 金	4,080
支 払 承 諾 見 返	4,838	利 益 準 備 金	2,078
貸 倒 引 当 金	△ 9,174	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,002
資 産 の 部 合 計	679,965	別 途 積 立 金	4,862
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 2,860
		自 己 株 式	△ 62
		株 主 資 本 合 計	18,410
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,733
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,528
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 1,205
		純 資 産 の 部 合 計	17,205
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	679,965

損益計算書 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		13,872
資	金 運 用 収 益	11,013	
	貸 出 金 利 息	9,832	
	有 価 証 券 利 息 配 当	1,124	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	54	
	預 け 金 利 息	0	
	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
役	務 取 引 等 収 益	1,934	
	受 入 為 替 手 数 料	693	
	そ の 他 の 役 務 収 益	1,241	
そ	の 他 業 務 収 益	771	
	外 国 為 替 売 買 益	8	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
	国 債 等 債 券 売 却 益	762	
	そ の 他 の 業 務 収 益	0	
そ	の 他 経 常 収 益	152	
	株 式 等 売 却 益	47	
	そ の 他 の 経 常 収 益	105	
経	常 費 用		12,675
資	金 調 達 費 用	875	
	預 金 利 息	645	
	預 渡 性 預 金 利 息	9	
	借 入 金 利 息	182	
	社 債 利 息	39	
役	務 取 引 等 費 用	851	
	支 払 為 替 手 数 料	123	
	そ の 他 の 役 務 費 用	728	
そ	の 他 業 務 費 用	105	
	国 債 等 債 券 償 還	105	
営	そ の 他 経 常 費 用	9,342	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	559	
	貸 出 金 償 却	371	
	株 式 等 売 却 損	214	
	株 式 等 償 却	243	
	そ の 他 の 経 常 費 用	110	
経	特 常 利 益		1,196
	償 却 債 権 取 立 益	50	
	そ の 他 の 特 別 利 益	4	
特	別 損 失		4,723
	固 定 資 産 処 分 損	40	
	減 損 損	75	
	災 害 に よ る 損 失	4,607	
税	引 前 当 期 純 損 失 税 額		3,472
法	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	452	
法	人 税 等 調 整 額	11	
法	人 税 等 合 計		463
当	期 純 損 失		3,935

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,999百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理

（追加情報）

平成22年10月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

本移行に伴う財務諸表への影響額は軽微であります。

（3）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

（4）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

（5）災害損失引当金

災害損失引当金は、当事業年度に発生した東日本大震災による店舗損傷等に伴い、翌事業年度以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 143百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,036百万円、延滞債権額は2,898百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は207百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は632百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は25,776百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,049百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 5,098百万円

現金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,094百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券23,009百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は44百万円及び敷金は15百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、166,477百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが160,679百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,675百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,013百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 494百万円

12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

13. 社債は、劣後特約付社債であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は669百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 181円52銭

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 15百万円

17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 関係会社に対する金銭債権総額 3,366百万円

19. 関係会社に対する金銭債務総額 2,240百万円

20. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.06%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	60百万円
役務取引等に係る収益総額	28百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	14百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	39百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	365百万円

2. 「災害による損失」には、東日本大震災による追加貸倒引当金繰入額4,340百万円、追加偶発損失引当金繰入額94百万円、店舗等の原状回復を目的とする修繕費用見込額及び固定資産関連の損失等172百万円を含んでおります。

3. 1株当たり当期純損失金額 41円51銭

4. 減損損失の判定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。

使用方法の変更及び継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額75百万円を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 1か所	建物	2
遊休資産	岩手県内	遊休資産 3か所	土地	73
合計				75

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「財産評価基準書」（財団法人大蔵財務協会）等に基づき評価した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	東北保証サービス(株)	岩手県盛岡市	30	信用保証業務	所有 直接45.00% [40.00%]	役員の兼任 当行各種ローンの信用保証	各種ローンの被保証	82,361	-	-
							被保証債務の履行によるローンの回収	213	-	-

(注) 1. 取引金額は、期末残高を記載しております。

2. 「議決権の所有(被所有)割合」欄の[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

3. 保証料は、各種ローンの債務者が上記子会社に直接支払っているほか、一部のローンについては、当行より支払っております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)ラクウン	岩手県紫波郡矢巾町	26	運送業	被所有 直接0.05%	資金の貸付	資金の貸付	235	貸出金	224

(注) 1. 取引金額は、平均残高を記載しております。

2. (株)ラクウンは、当行取締役の近親者が議決権の過半数を保有しており、取引条件については、当行の貸出金利適用基準等に従って、その他取引先と同様に取引条件を決定しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成23年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券 (平成23年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000	1,040	40
	地方債	1,336	1,342	5
	社債	2,804	2,958	153
	その他	500	504	4
	小計	5,640	5,844	203
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	364	359	△4
	その他	500	499	△0
	小計	864	859	△4
合計		6,504	6,703	199

3. 子会社・子法人等株式 (平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	143
合計	143

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	352	258	93
	債券	56,497	55,634	863
	国債	35,119	34,541	577
	地方債	2,162	2,160	2
	社債	19,215	18,932	282
	その他	8,129	7,991	138
	小計	64,979	63,884	1,095
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,884	5,697	△1,812
	債券	70,808	71,541	△732
	国債	31,901	32,105	△204
	地方債	2,968	3,002	△34
	社債	35,939	36,433	△494
	その他	9,442	12,567	△3,125
	小計	84,135	89,805	△5,670
合計		149,115	153,690	△4,574

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	796
その他	28
合計	824

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	459	47	214
債券	78,701	724	—
国債	34,196	267	—
地方債	3,236	33	—
社債	41,267	423	—
その他	2,040	38	—
合計	81,201	810	214

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、187百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合は全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式のうち、当該子会社・子法人等の財政状態が悪化し取得原価に比べ実質価額が著しく下落しており、実質価額が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該価額をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として減損処理しております。

当事業年度における減損処理額は、56百万円（子法人等株式）であります。

また、実質価額が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当事業年度末日における実質価額が取得原価に比較して50%以上下落している場合で実質価額の回復可能性が認められない場合であります。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	4,819百万円
退職給付引当金	910
減価償却損金算入限度超過額	363
有価証券償却否認額	140
その他有価証券評価差額金	1,841
その他	<u>409</u>
繰延税金資産小計	8,486
評価性引当額	<u>△2,385</u>
繰延税金資産合計	6,100
繰延税金負債	
資産除去費用の資産計上額	<u>3</u>
繰延税金負債合計	<u>3</u>
繰延税金資産の純額	<u>6,097</u> 百万円

連結貸借対照表 (平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	51,134	預 金	630,396
商 品 有 価 証 券	16	譲 渡 性 預 金	13,531
有 価 証 券	156,455	借 用 金	5,296
貸 出 金	455,875	社 債	1,200
外 国 為 替	805	そ の 他 負 債	3,495
そ の 他 資 産	6,351	退 職 給 付 引 当 金	2,253
有 形 固 定 資 産	9,711	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	12
建 物	2,190	偶 発 損 失 引 当 金	277
土 地	5,838	災 害 損 失 引 当 金	72
建 設 仮 勘 定	633	ポ イ ン ト 引 当 金	20
その他の有形固定資産	1,048	利 息 返 還 損 失 引 当 金	37
無 形 固 定 資 産	542	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,186
ソ フ ト ウ ェ ア	474	支 払 承 諾	4,838
その他の無形固定資産	68	負 債 の 部 合 計	662,618
繰 延 税 金 資 産	6,122	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	4,838	資 本 金	8,233
貸 倒 引 当 金	△ 9,866	資 本 剰 余 金	6,159
		利 益 剰 余 金	4,984
		自 己 株 式	△ 62
		株 主 資 本 合 計	19,314
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2,733
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,528
		その他の包括利益累計額合計	△ 1,205
		少 数 株 主 持 分	1,259
		純 資 産 の 部 合 計	19,368
資 産 の 部 合 計	681,987	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	681,987

連結損益計算書 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		15,948
資金運用収益	11,096	
貸出金利息	9,917	
有価証券利息配当金	1,123	
コールローン利息及び買入手形利息	54	
預け金利息	0	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	2,316	
その他の業務収益	2,389	
その他の経常収益	145	
経常費用		14,466
資金調達費用	881	
預金利息	645	
譲渡性預金利息	9	
借入金利息	187	
社債利息	39	
その他の支払利息	0	
役員取引等費用	875	
その他の業務費用	1,447	
営業経費	9,806	
その他の経常費用	1,455	
貸倒引当金繰入額	528	
その他の経常費用	927	
経常利益		1,481
特別利益		55
償却債権取立益	51	
その他の特別利益	4	
特別損失		4,850
固定資産処分損失	40	
減損損失	75	
災害による損失	4,734	
税金等調整前当期純損失		3,313
法人税、住民税及び事業税	467	
法人税等調整額	100	
法人税等合計		567
少数株主損益調整前当期純損失		3,881
少数株主損失		346
当期純損失		3,534

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 5 社
会社名

東北ビジネスサービス株式会社
株式会社東北ジェーシービーカード
東北保証サービス株式会社
とうぎん総合リース株式会社
東北銀ソフトウェアサービス株式会社

- (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等
該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

- (4) 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 5社

4. のれんの償却に関する事項

のれんの金額に重要性が乏しい場合には発生年度に全額償却しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 9年～30年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

4,999百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

（追加情報）

当行は、平成22年10月に適格退職年金制度から確定給付企業年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

本移行に伴う連結財務諸表への影響額は軽微であります。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

8. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

9. 災害損失引当金の計上基準

当行の災害損失引当金は、当連結会計年度に発生した東日本大震災による店舗損傷等に伴い、翌連結会計年度以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結される子法人等が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

11. 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

13. 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引のうち、ヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等については、該当ありません。

14. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。

表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成23年3月25日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、前連結会計年度における「評価・換算差額等」は当連結会計年度から「その他の包括利益累計額」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

当連結会計年度から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前当期純損失」を表示しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,118百万円、延滞債権額は23,466百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は282百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は632百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,499百万円であります。

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,049百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	5,098百万円
現金	6百万円

担保資産に対応する債務

預金	3,094百万円
----	----------

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券23,009百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は44百万円及び敷金は18百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、176,678百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが170,880百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、（奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

2,675百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額 10,559百万円

10. 有形固定資産の圧縮記帳額 494百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は669百万円であります。

14. 1株当たりの純資産額 191円05銭

15. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 15百万円

16. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

17. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,548百万円
年金資産（時価）	864
未積立退職給付債務	△2,683
会計基準変更時差異の未処理額	—
未認識数理計算上の差異	487
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△57
連結貸借対照表計上額の純額	△2,253
前払年金費用	—
退職給付引当金	△2,253

18. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率（国内基準） 9.69%

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却371百万円、株式等売却損214百万円及び株式等償却187百万円を含んでおります。

2. 「災害による損失」には、東日本大震災による追加貸倒引当金繰入額4,466百万円、追加偶発損失引当金繰入額94百万円、店舗等の原状回復を目的とする修繕費用見込額及び固定資産関連の損失等172百万円を含んでおります。

3. 1株当たり当期純損失金額 37円28銭

4. 減損損失の判定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産は各々を1つの単位としてグルーピングを行っております。また、連結される子会社及び子法人等は各々独立した単位としてグルーピングを行っております。

使用方法の変更及び継続的な地価の下落等により、投資額の回収が見込めなくなった以下の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額75百万円を減損損失として計上しております。

(単位：百万円)

区分	地域	用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 1か所	建物	2
遊休資産	岩手県内	遊休資産 3か所	土地	73
合計				75

なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「財産評価基準書」（財団法人大蔵財務協会）等に基づき評価した額により処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 連結業務報告書に定める連結包括利益計算書における包括利益の金額 △4,618百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、国内に限定した銀行業務を中心に、リース業務やクレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主要な事業である銀行業務は、預金業務を中心とした資金調達により貸出金業務を行うほか、流動性確保のため安全性の高い有価証券等で運用を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。その一環として、ヘッジ目的に限定したデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行並びに連結される子会社及び子法人等が保有する資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利リスクに晒されております。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的等で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク及び価格変動リスクに晒されております。

保有する負債は、資金調達の中心である国内の法人及び個人からの預金为主であり、予期せぬ預金の流出により資金確保が困難になる等の流動性リスク及び金利リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはヘッジ手段として行っている金利スワップ取引及び通貨スワップ取引があります。金利スワップ取引は、ヘッジ対象である長期固定金利貸出金について金利スワップの特例処理を適用し、通貨スワップ取引は、ヘッジ対象である外国為替取引の為替リスクに対してヘッジ会計を適用しております。金利スワップの特例処理及び通貨スワップのヘッジ会計適用については、半期決算期毎に適用要件を満たすことを確認し、ヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行は、リスクの分散を基本とし、リスクに見合った収益力ある与信ポートフォリオの構築を目指した信用リスク管理を行っております。取引先への融資の審査判断については、内部基準で定められた決裁権限により、比較的风险が大きい融資は本部の審査専門部署や経営による審査判断が実施される態勢としております。

また、財務内容や返済の状況等の信用度に応じて取引先を区分する信用格付を実施しており、格付区分毎のリスクの状況に基づいて信用リスクを定量的に把握しております。信用リスクの定量化は四半期毎に実施しており、計測したリスク量については、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行では、資金の運用調達期間の不一致による金利リスクについて、統計的な手法により定量的に把握しており、月次で計測したリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会で管理しております。

各種リスクを適切にコントロールするため、取締役会において統合的リスク管理方針を決定しており、同方針に基づいて自己資本を基準とする銀行全体のリスク許容限度額を定めております。

月次開催のALM委員会では、定量的に把握した各種リスク量の合計が、前述のリスク許容限度額に収まるよう管理しており、各種リスクと収益との状況を考慮した上で、必要に応じ金利リスクの低減手法を導入しリスクコントロールを図る一方、新たなリスクテイクの方針を決定するなど、機動的かつ効率的な業務運営に努めております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当行では、配当収入及び値上り益の獲得、並びに有価証券ポートフォリオにおける金利リスクの相殺を主な目的として株式等への投資を行っており、投資金額については、先行きの金利や株価等の見通しと価格変動リスクの影響等を考慮し、期初のALM委員会において決定するほか、月次のALM委員会においても、リスクの状況等に応じ随時見直しを行う体制としております。

株式等の価格変動リスクについては、債券を含む投資有価証券全体について、株価や市場金利等の各リスク要因間の相関を考慮したうえで、市場部門のリスク量として一体で計測しております。

計測した市場部門のリスク量は、他のリスク量と合算のうえALM委員会において管理しております。

(iii) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ目的に限定し取引を行っております。ALM委員会においてデリバティブ取引の運用状況の報告及び取組方針の決定を行い、これを受けて取引限度額、取引手続き等を定めた行内規程に基づき取引を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預け金」、「預金」、「借入金」、「社債」、「デリバティブ取引」が対象となります。当行では、これらの金融資産、金融負債について、VaR（観測期間5年、保有期間240日、信頼区間99%、分散・共分散法）を用いて市場リスク量とし、市場リスクの定量的分析を行っております。市場リスクのリスク量の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債について、それぞれ各種リスクファクターに対する感応度を用いて算定しております。平成23年3月31日現在、市場リスクは、6,135百万円となります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスク管理に関しては、資金管理部署である市場金融部が対外的な資金決済状況を一元的に把握し、資金繰りのリスクの抑制に努めております。また、月次のALM委員会においても、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	51,134	51,134	—
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	16	16	—
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	6,504	6,703	199
その他有価証券	149,115	149,115	—
(4) 貸出金 貸倒引当金（*）	455,875 △9,110		
	446,765	453,106	6,341
(5) 外国為替	805	805	—
資産計	654,342	660,882	6,540
(1) 預金	630,396	630,681	284
(2) 譲渡性預金	13,531	13,531	0
(3) 借入金	5,296	5,381	85
(4) 社債	1,200	1,209	9
負債計	650,423	650,803	379
デリバティブ取引	—	—	—

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金は満期のない預け金のみであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は当行が合理的と判断した情報ベンダー及び取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、保全、期間に基づき、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,008百万円増加、「繰延税金資産」は407百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は600百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及びゼロフローオプション価値等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しております。主な価格決定変数は、国債の利回り及びスワップションのボラティリティであります。

(4) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、固定金利によるものは元利金の合計額を、変動金利によるものは金利更改日までの元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

なお、ヘッジ会計が適用される金利スワップの特例処理は、ヘッジ対象とする貸出金と一体として処理しているため、その時価は割引現在価値により算定し、貸出金の時価に含めております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、又は残存期間が短期間（概ね3か月以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	807
②組合出資金(*2)	28
合 計	835

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金は投資事業有限責任組合への出資金であり、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	27,979	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	1,495	824	1,035	150	2,999	—
その他有価証券のうち満期があるもの	2,142	16,171	74,571	20,398	25,115	945
貸出金(*)	100,576	99,911	69,342	38,483	40,197	63,557
合計	132,193	116,907	144,949	59,031	68,312	64,503

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない15,565百万円、期間の定めのないもの28,242百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	600,380	27,023	1,903	516	571	—
譲渡性預金	13,531	—	—	—	—	—
借入金	210	67	18	3,000	2,000	—
社債	—	—	—	—	1,200	—
合計	614,122	27,090	1,922	3,516	3,771	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券(平成23年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	0

2. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,000	1,040	40
	地方債	1,336	1,342	5
	社債	2,804	2,958	153
	その他	500	504	4
	小計	5,640	5,844	203
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	364	359	△4
	その他	500	499	△0
	小計	864	859	△4
合計		6,504	6,703	199

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	352	258	93
	債券	56,497	55,634	863
	国債	35,119	34,541	577
	地方債	2,162	2,160	2
	社債	19,215	18,932	282
	その他	8,129	7,991	138
	小計	64,980	63,884	1,095
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,884	5,697	△1,812
	債券	70,808	71,541	△733
	国債	31,901	32,105	△204
	地方債	2,968	3,002	△34
	社債	35,939	36,433	△494
	その他	9,442	12,567	△3,125
	小計	84,135	89,805	△5,670
合計		149,115	153,690	△4,574

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	459	47	214
債券	78,701	724	—
国債	34,196	267	—
地方債	3,236	33	—
社債	41,267	423	—
その他	2,040	38	—
合計	81,201	810	214

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、187百万円（株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄について当連結会計年度末日における時価が取得原価に比較して50%以上下落している場合は全て、また、30%以上50%未満の下落率の場合で過去の一定期間における時価の推移等を考慮し、時価の回復可能性が認められない場合であります。